

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2015年(平成27年)

November

11月号

鹿児島県最低賃金の改正について



蘭牟田池の白鳥 (薩摩川内市祁答院町) 蘭牟田池には白鳥がたくさんいて、餌をあげることができる。

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
鹿児島県最低賃金が改正されました	2
緊急要請 ~長時間労働削減はじめとする「働き方改革」に向けた取組について~	3
労務管理あれこれ	
～1ヵ月単位の変形労働時間制なら日、週の上限ないか～	4
過重労働解消キャンペーンを11月に実施します	5
「過重労働解消のためのセミナー」の開催について	5
特定自主検査を受けていますか！	
～11月は建設荷役車両特定自主検査強調月間です～	6～8

さくらじま

好きな季節のアンケートをすると、春と秋がトップを争うことが多いが、近年春は花粉症のため人気を落とし、秋が優勢なようです。秋が好きな理由は、涼しくて過ごしやすい、食べ物がおいしいなどが挙げられますが、食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋などといろいろ言われるのも秋だけであり、秋が好まれているようです。

私も秋が最も好きですが、秋がどんどん短くなってきているような気がします。暦の上では9月から11月が秋とされますが、9月は30度を超える日が連日続きますし、10月も、スーパークールビズが提唱されているように、少なくとも前半は

11月は「労働保険適用促進強化期間」です！	
一人でも雇ったら、労働保険の加入手続が必要です。～9～10	
「鹿児島労働局きらら号」の出発式を執り行いました!!	
～ラッピング電車「鹿児島労働局きらら号」走行中～	11
労働者派遣法が改正されました	
(施行日：平成27年9月30日)	12
平成27年業種別死傷災害発生状況（9月末）	12
労働災害防止“自分の安全は自分で守るのが基本”	13
うわさの健康情報 シリーズ「睡眠を考える」	14
ゼロ災運動KYTトレーナー研修会を開催しました	15
平成27年12月の講習開催のご案内	16

まだ夏といえるような日があります。暑い秋を「暖秋」というそうですが、暖秋の年でも11月下旬には寒気が入ってくるので、本当に秋らしい時期は10月後半から11月中旬までの1ヶ月少しということになります。

これは、やはり地球温暖化が大きな要因のようです。10年来、二酸化炭素の排出量規制など温暖化防止対策が講じられていますが、排出量の約6割を占める民生部門、運輸部門では、排出量が逆に増えているとのことで、地球温暖化を防止するためには、一人一人の取組が重要なようです。私も大好きな秋がこれ以上短くならないよう、自分でできることは地道に取り組んでいこうと考えています。

必ずチェック 最低賃金！

使用者も
労働者も

鹿児島労働局賃金室

鹿児島県の最低賃金が改正されました。

【鹿児島県最低賃金が平成27年10月8日より時間額694円に改正されました。】

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	最 低 賃 金 額	効 力 発 生 日
	時 間 額	
	694 円	平成27年10月8日

- ★ 鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、特定（産業別）最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。
- ★ 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- ★ 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - (2) 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - (3) 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - (4) 精勤手当、通勤手当、家族手当

★最低賃金に関するお問い合わせ先★

鹿児島労働局 賃金室 099-223-8278
 鹿児島労働基準監督署 099-214-9175
 川内労働基準監督署 0996-22-3225

鹿屋労働基準監督署 0994-43-3385
 加治木労働基準監督署 0995-63-2035
 名瀬労働基準監督署 0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://kagoshima-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
 【最低賃金テレホンサービス 099-223-8881】

鹿児島県最低賃金

694 円
16円UP

平成27年10月8日から

雇うには、最低賃金
チェックござんす。



必ずチェック!
最低賃金
使用者も、労働者も。

最低賃金に関するお問い合わせページURL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-00001.html>
 最低賃金に関する特設サイト: <http://www.saitechingin.info/>
 ハリソンでも最低賃金チェックできます! <http://www.harrison.jp/>

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは?

働くすべての人に、賃金の最低額
(最低賃金額)を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

最低賃金額以上となっているかの
チェック方法は?



チェックしたい賃金^(※1)を時間額にして、
最低賃金額(時間額)と比較します。^(※2)

(1) 時間給の場合

時間給 ≒ 最低賃金額(時間額)

(2) 日給の場合

日給 ÷ 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) ≒ 最低賃金額(時間額)

(3) 月給の場合

月給 ÷ 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) ≒ 最低賃金額(時間額)

(4) 上記(1)、(2)、(3)が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で、各手当(職務手当など)が月給の場合は、

① 基本給(日給) → (2)の計算で時間額を出す

② 各手当(月給) → (3)の計算で時間額を出す

③ ①と②を合計した額 ≒ 最低賃金額(時間額)



(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は計算しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

②月額を支払う際に支払われる賃金(賞与など)

③時間外労働に対する割増賃金(時間外割増賃金など)

④定期的に支払われる賃金(賃金引落金など)

⑤平成10月から平成27年までの間に支払われた賃金のうち、通常の労働時間の時間額に換算して支払われた賃金(通常労働時間の時間額に換算して支払われた賃金)

通常の労働時間の時間額に換算して支払われた部分(深夜労働時間など)

⑥精勤手当、通勤手当および常勤手当

⑦精勤手当、通勤手当および常勤手当

⑧(※2)日給で定められている特定最低賃金の対象となる場合は、

日給に計算した額と特定最低賃金額(時間額)



QRコード
QRコード

(H27.9)

事業場の皆さんへ

緊急要請

長時間労働削減をはじめとする 「働き方改革」に向けた取組について

平成27年10月5日、岩崎修鹿児島労働局長より長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請が当協会諏訪健策会長にあり、要請書が手渡されました。（下記要請書のとおり）

岩崎局長は、本県においては、長時間労働者の割合が依然として高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められると説明し、諏訪会長は、これを受けて**長時間労働の抑制や休暇取得促進のための周知啓発を強化**していくこととしました。

事業場におかれましては、趣旨をご理解の上、健康で明るい職場を築いていかれますようお願いします。

（公社）鹿児島県労働基準協会

（要請書）

平成27年10月6日

公益社団法人鹿児島県労働基準協会
会長 諏訪 健策 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

人口減少社会の到来する中、長時間労働の是正と働き方改革を進め、女性や高齢者をはじめとするすべての人々が、働きやすく、活躍しやすい職場環境を作ることで、一人一人の潜在力が最大限に發揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題となっております。

しかしながら、鹿児島県においては、長時間労働者の割合が依然として高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成27年6月30日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－」におきまして、引き続き、「働き方改革の実行・実現」のため「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれました。また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）」に基づき、平成27年7月24日に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を閣議決定したほか、同法において、11月は過労死等防止啓発月間とされております。

この長時間労働問題については、厚生労働省本省において厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
 - ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化
- を2つの柱として、省を挙げて取り組んできました。

また、鹿児島労働局においても、私自身を本部長とする「鹿児島労働局働き方改革推進本部」を設置し、

- ① 長時間労働の抑制、休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化
- ② 「働き方改革」の実現し、「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念として
「地域の特性を生かして魅力ある就業の機会の創出を図ること」

を2つの柱として、鹿児島労働局を挙げて取り組んできました。その上で、本年も、昨年に引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るために施策や年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための施策等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望されます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）等が挙げられます。

これまででも貴団体からは、傘下団体・企業等への働き方改革などに関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

鹿児島労働局長

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

1ヶ月単位の変形労働時間制なら日、週の上限ないか

(Q) 変形労働時間制をとる場合は、労働基準法施行規則で1日、1週の労働時間の上限が設けられているようですが、これは1ヶ月単位の変形労働時間制の場合でも対象とされるのでしょうか。

私どものところでは、以前から4週間単位で変形労働時間制をしていたのですが、1ヶ月単位のほうが賃金の計算上便利な面もあり、これを機会に変更しようかと考えています。しかし、特定の曜日については12時間に達するまで勤務してもらわなければならないのですが、これは法に触れることになるのでしょうか。

週の平均が法定労働時間以内なら上限ない

(A) 結論から申し上げますと、1ヶ月単位の変形労働時間制の場合、特定の日にたとえば12時間働かせても労働基準法に触れることにはなりません。同法第32条の2は、就業規則その他これに準ずるものにより、1ヶ月以内の期間を平均し1週間あたりの労働時間が法定労働時間を超えない定めをした場合には、特定の週または特定の日に法定の労働時間を超えて労働させることができるとしています。

従って、1ヶ月の1週平均労働時間が40（特例措置対象事業にあっては44）時間以内で、かつ、就業規則などで各週、各日の始業、終業時刻が定められていれば、そ

れによって特定の日の労働時間が、1日8時間を超えても問題はありません。

ご質問のケースのように、特定の日に労働時間が12時間になってしまい場合でも、1週平均の労働時間が40（または44）時間以内におさまっている限り適法なわけです。もちろん、仕事の生産能率や安全衛生の面などから、1日12時間に及ぶ労働時間が妥当であるかどうかは、別の問題として残るでしょう。

お尋ねの1日あるいは1週の労働時間の上限については、1ヶ月単位の変形労働時間制ではなく、労働基準法第32条の4に定められた1年単位の変形労働時間制の場合に適用されるものです。

1年単位の変形労働時間制というのは、1年間を平均して1週の労働時間を40時間（特例措置対象事業にあっても同じ）以内とし、かつ労使協定を締結して届け出る必要のある変形労働時間制です。

そして、この場合は施行規則第12条の4により1日の労働時間は10時間、1週でも52時間を超えてはならず、連続労働日数も「1週間に1日の休日が確保できるようにしなければならない」とされています。

この場合の1年単位の変形労働時間制は、1ヶ月を超え1年以内の一定の期間の変形労働時間制も含まれますから、たとえば2ヶ月単位の変形労働時間制の場合もこれに該当し、前述した制限を受けることになります。

しかし、これまで説明しましたように、1ヶ月単位の変形労働時間制の場合はこれらの制限は適用されません。

労働条件相談ほっとラインのご案内

労働条件のこと
労働者の方も
企業経営者の方も
お電話でご相談
ください

はい！ ろうどう
0120-811-610

月・火・木・金：午後5時～午後10時
土・日：午前10時～午後5時
〔12月29日～1月3日は除く〕

※法令設備点検の実施等により相談受付を一時停止することがあります。



過重労働解消キャンペーンを11月に実施します。

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局では11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を行います。詳細は専用WEBサイトをご覧ください。なお、専用WEBサイトへのアクセスは「過重労働解消キャンペーン」で検索できます。

あなたの会社に

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？

効率の良い仕事をする環境がありますか？

健康なからだ適切な労働時間、健全な労働環境。

この機会に一度、みんなおしてみませんか？

あなたが毎晩遅くまで働いている方はいませんか？

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

無料 「過重労働解消相談ダイヤル」
過重労働等に関する相談はこちら
0120-794-713
11月7日㈯ 9:00～17:00

専用WEBサイト [過重労働解消キャンペーン](#) 検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月において、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等取組を行なう「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は引き続き高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、削減賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

長時間にわたる過重労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強あります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

これらの問題の解消のためにには…

過重労働による健康障害を防止するために

- ① 時間外・休日労働時間の削減
- ② 36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)で定める延長時間は、限度基準^{※1}に達したものを必要にします。
- ③ 特別労働時間制度^{※2}により月45時間を超える時間外労働が可能な場合に、実際の時間外労働を減らすことを目표にします。
- ④ 休日労働についても減らすことを目표にします。
- ⑤ 年次有給休暇の取得促進
- ⑥ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得を促進をめらす。
- ⑦ 労働者の健康管理による指導の徹底
- ⑧ 健康診査体制の整備
- ⑨ 段階的に労働時間を削減するときに、健康診査を実施しましょう。
- ⑩ 段階的に労働時間を削減するときに、労働条件改善等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために

- ① 労働基準正規賃金^{※3}を守りましょう。
- ② 賃幅調整を実施しましょう。
- ③ 労働時間に対する賃金を定めましょう。
- ④ 労働時間に対する賃金を定めることで、労働時間の削減をめらす。

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成27年11月7日㈯ 休日電話相談 **0120-794-713** にご相談ください。

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署 (開設時間 平日 8:30～17:00)

労働条件相談ホットライン **0120-811-610** (月・火・木・金 17:00～22:00、土・日10:00～17:00)

労働基準監査情報メール窓口 (情報提供) 労働基準 メール窓口 検索

「過重労働解消のためのセミナー」の開催について（厚生労働省 委託事業）

鹿児島労働局監督課

厚生労働省では、企業の自主的な過重労働に係る改善対策の推進を図るために、事業主、企業の労務担当責任者等を対象にセミナーを開催しています。

本年のセミナーは、(株)東京リーガルマインドに委託し、労働基準法を中心とした過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて実際に取り組める事例の紹介などを盛り込み、詳しく解説します。

鹿児島県では

12月7日(月)サンプラザ天文館
にて開催を予定しています。

お申し込みは 専用webサイトへ

LEC過重労働解消

検索

※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。
無断で第三者に提供することはありません。

平成27年度厚生労働省委託事業

過重労働解消のためのセミナー

社員の働き過ぎは本当に会社のためになるのか？

～無くそう！長時間労働～

過重労働の解消を図るために、各企業において自主的に、「長時間労働の削減」「労働時間管理」「健康障害防止対策」といった取組を進めることができます。

本セミナーでは、労働基準法を中心とした過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、実際に取り組める事例の紹介などを盛り込み、詳しく解説します。

参加費 無料

各回定員 100名

申込方法 事前予約制 (先着順)

受講 対象者 内容 事業主の方、企業の人事労務担当責任者の方など
過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例の紹介など
本紙裏面のFAX申込書または専用webサイト

特定自主検査を受けていますか！

11月は建設荷役車両特定自主検査強調月間です

鹿児島労働局健康安全課

鹿児島県内には、表に示すように特定自主検査を受けている建設荷役車両等の機械が少なくとも1万8千台以上あります。この検査は、労働安全衛生法第45条でフォークリフトや車両系建設機械等に対して実施するよう特別に規制しているものです。また、この検査は、一般の自動車の車検制度と同じように機械に必要な能力等を確保し、運転者等の安全を図るために設けられているものです。事業者は、これらの機械を1年以内（一部の機械は2年以内）ごとに1回、自業内検査者が行う場合を除いて、厚生労働大臣や鹿児島労働局長に登録している「特定自主検査業者」に法定の検査を行わせ、その際、作成した検査記録表を3年間保存しなければなりません。

鹿児島県内では、平成26年4月1日から現在までの約1

年半の間、特定自主検査を受けずに機械を使用していた違反が、フォークリフトで51件、車両系建設機械等で22件も発生しています。検査をしなかった理由を尋ねると、「工場内や建設現場内で使用し、道路上には出ないから要らないと考えていた」、「うっかりして、前回の検査から1年を過ぎてしまった」という返事が返ってきます。これは、一部の事業者の身勝手な理由にほかなりません。この検査制度が遵守されない状況を許せばどうなるか、結果を説明するまでもありません。

11月は、「建設荷役車両特定自主検査強調月間」です。事業者のみなさん、労働者等の安全を図るため、フォークリフトや車両系建設機械等を使用するときは必ず「特定自主検査」を受けましょう。

表（平成26年度特定自主検査の実施状況）

鹿児島労働局

種類	動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	用整地・掘削用、解体用	基礎工事用	締め用	トコ打シングル設り用	高所作業車	合計
業者数	2	81	71	89	48	70	10	48	419
検査員数	7	298	344	466	219	349	26	118	1,827
機械数	381	7,413	96	8,497	201	1,059	66	727	18,440

**特定自主検査強調月間
11月1日～30日**

特自検 安全作業の第一歩



主唱 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
本部・各都道府県支部

後援 厚生労働省 経済産業省

協賛

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人 日本建設機械工業会
一般社団法人 日本産業車両協会
建設荷役車両の製造業者等

平成27年度建設荷役車両特定自主検査

強調月間実施要綱

スローガン

「特自検 安全作業の第一歩」

平成27年11月1日▶11月30日

趣旨

建設荷役車両の特定自主検査(特自検)の実施台数は、平成26年度には全国で約164万台と推定され、特自検が定着化しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があると思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として発生しており、憂慮される状況です。当協会においては、平成27年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、行政当局の指導とあいまって、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

- (1)建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2)建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3)建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- (4)建設荷役車両のリース・レンタル事業者

事業者が行う実施事項

- (1)登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特定自主検査業務が、法令及び「特定自主検査業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特定自主検査業務点検表及びその解説(検査業者又は事業内用)」を使用して、自社の特定自主検査業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するように顧客に対しPRを行う。

- (2)建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項

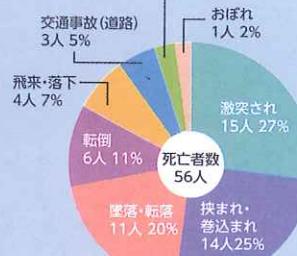
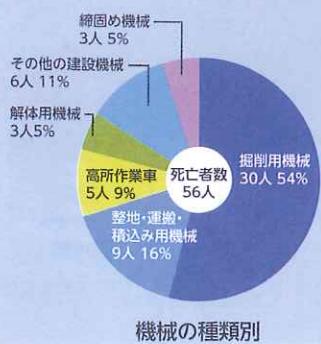
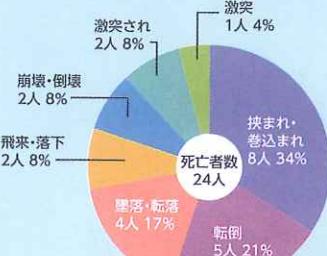
- 特自検が計画的に実施されているか確認する。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

主唱者の実施事項

- (1)新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2)ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3)巡回指導による現地指導
- (4)研修会・実務研修等の開催
- (5)「特定自主検査業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

平成25年における車両系建設機械等・荷役運搬機械による死亡災害の発生状況

車両系建設機械・高所作業車

車両系荷役運搬機械
(フォークリフト)

(情報提供:厚生労働省)

<問い合わせ先>

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 鹿児島県支部
鹿児島市卸本町6番地12(オロシティホール内)
TEL 099(260)0615 FAX 099(260)0646

11月は「労働保険適用促進強化期間」です！ 一人でも雇ったら、労働保険の加入手続が必要です。

鹿児島労働局労働保険徴収室

1 「労働保険」

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険（労災保険）」と「雇用保険」を総称したもので、政府が管理、運営している強制的な保険であります。農林水産業の一部を除き、（パート、アルバイト等を問わず）労働者を一人でも使用している事業主は、全て加入が義務付けられており、労働保険の加入（成立）手続を行うこととなっています。

2 「労災保険」と「雇用保険」

「労災保険」は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うほか、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者やその遺族に対する援護、適正な労働条件の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とした制度です。

一方、「雇用保険」は、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、その再就職を促進するための能力の開発・向上、福祉の増進を図ることを目的としたものであり、事業主に対しても、失業の予防、雇用機会の増大、雇用の安定等に係る各種助成金制度が設けられています。

3 「未手続事業一掃対策」

労働保険は昭和50年に全面適用となり、既に40年経過し、この間適用事業数は増加してきましたが、依然として小規模零細事業を中心に、相当数の未手続事業が存在すると見られています。

未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要であり、厚生労働省では、平成17年度から「労働保険の未手続事業一掃対策」に取り組んでいます。各種事業主団体、個別事業主への訪問指導や自主的に加入手続を取ろうとしない事業主に対しては、職権による加入手続も行っているところです。

4 鹿児島労働局の取組

鹿児島労働局におきましては、未手続事業一掃対策として、労働基準監督署及び公共職業安定所と連携し、また、労働保険加入促進業務の受託団体である一般社団法人全国労働保険事務組合連合会鹿児島支部とも協力しながら、未手続事業の解消に積極的に取り組んでいるところです。

平成26年度においては、未手続事業一掃対策の結果433の事業場の労働保険関係が成立しています。

5 「労働保険適用促進強化期間」

労働保険料の徴収等については、事業主による自主申告・自主納付を前提としています。そのため、労働保険制度の円滑な運営には、事業主の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。

しかしながら、労働保険制度への理解が不十分であること等の理由により、加入手続をされていない事業主の方も少なからず見受けられるため、厚生労働省では、「未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置付けた上で、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、全国的に集中して労働保険制度の周知・広報に努め、未手続事業の解消を図ることとしています。

6 職権による加入手続

労働局の手続指導にもかかわらず、自主的に加入手続を行わない未手続事業については、職権による成立を行うこととなります。

この場合、事業を開始した日（その日が2年前の日の属する保険年度の初日より以前の場合は、2年前の日の属する保険年度の初日）まで遡及して労働保険料を徴収するほか、併せて追徴金を徴収することになります。

7 労災保険給付に係る費用徴収制度

未手続事業に対する罰則が強化され、労働保険に加入すべき事業主が、労働保険の加入手続を行わない間に事故が発生した場合は、遡って保険料を徴収するほか、労災保険給付額の100%又は40%を徴収することになっています。

8 労働保険事務組合と特別加入

労働保険の加入に当たっては、各種事務手続を労働保険事務組合に委託する制度もあります。事務手続に行く時間がなく、事務手續が難しそうという事業主に代わって事務手続を行ってくれます。

この制度を利用すると、労働保険料の金額の多少にかかわらず、3回に分けて納付することができます。また、本来加入できない中小企業の事業主の方等も、労災保険に特別に加入することもできます。

9 適用事業場情報のネット検索

平成22年12月から、労働保険の適用事業場情報がインターネットにて確認できるようになりました。事業場が労働保険の加入手続を取っているかどうか、厚生労働省のホームページ上で検索できるようになりました。

10 最後に

昨今の景気の変動等による経営環境の厳しさ、不安定な雇用環境の状況のなか、多くの企業にとって、万一の事故や失業等に備える労働保険に加入しておくことは、セーフティネットとしての最低限の必須要件です。

また、不安なく働く労働環境の整備は、労働者のためだけでなく、会社経営の安定にも結びつくことになります。

労働保険の加入手続が、まだお済みでない場合は、今すぐ、労働局又は最寄りの労働基準監督署かハローワーク（公共職業安定所）にご相談ください。



知らんぷりの社長。

知らなかつた社長。

どちらも
社長失格
です

雇つたら入る。人も会社も守るために。

労働保険

正社員、派遣、パート、アルバイト、雇用形態に関わらず、
1人でも雇つたら労働保険に入る必要があります。

事故や災害があった場合、労働保険に入っていないと、
想像以上の負担が会社にかかることがあります。
働く人とその家族だけでなく、会社を守るために、
労働保険にすぐ加入を。



■労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任と義務です。

■労働保険の手続を行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収するほかに、
労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合もあります。

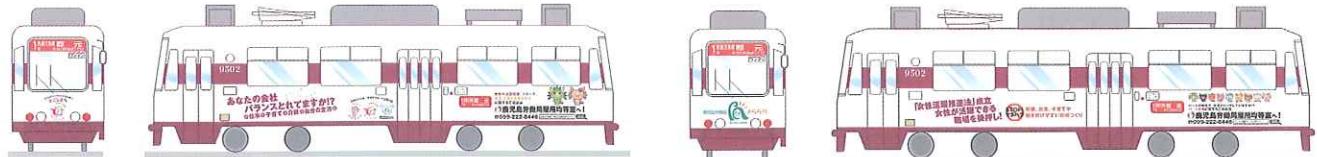
○詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 労働保険 検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

ラッピング電車「鹿児島労働局きらら号」走行中!! ～女性の活躍推進・仕事と子育て等両立推進PR～

鹿児島労働局雇用均等室



雇用均等室の施策について広く周知啓発を行うため、また、女性活躍促進のためのシンボルとして、市電をラッピングし「鹿児島労働局きらら号」が本年9月から来年3月まで走行しています。

「鹿児島労働局きらら号」は、9月4日公布されました「女性活躍推進法」を浸透させるため、男女の均等取り扱いを進め、企業において女性の活躍促進が行われるように、ポジティブ・アクションのシンボルマークである『きらら』をラッピング電車の先頭に掲げ、皆様方から親しみを込めて「きらら号」と呼んでいただけるよう命名したものです。

また、鹿児島県の協力のもと、ラッピング電車に親しみやすさを持っていただき、鹿児島県内に根づくように、ぐりぶー、さくら、子ども達とのコラボも行っています。

是非、「鹿児島労働局きらら号」を見て、乗って、親しんで下さい。

「鹿児島労働局きらら号」の出発式を執り行いました!!

平成27年9月18日(金)に鹿児島市交通局において、「鹿児島労働局きらら号」の出発式を執り行いました。

テープカットは、女性の活躍促進・両立支援を先進的に行っていただいている企業から、株式会社鹿児島銀行みずほ通支店 支店長様、株式会社山形屋リビング用品美術工芸統括部営業推進担当課長様、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課長様、鹿児島市交通局長様、鹿児島県ゆるキャラのぐりぶー、鹿児島労働局長と大勢の観衆の元、盛大に行われました。その後、ぐりぶーと鹿児島労働局長の合図により、電車が出発しました。



(テープカット)



(電車出発図)

☆女性活躍推進法説明会のご案内☆

女性活躍推進法の内容や行動計画の策定方法について説明会を実施します。

特に、義務企業である301人以上企業の人事労務担当者の方は来年4月1日までに事業主行動計画の届出が必要になりますので、是非ご出席下さい。

- 日時：平成27年11月13日（金）13:30～15:30
- 場所：鹿児島県医師会館（鹿児島市中央町8-1）
- 対象：301人以上の労働者を雇用する企業
- 内容：女性活躍推進法及び事業主行動計画策定
方法説明 他

お問合せは、鹿児島労働局雇用均等室へ (Tel 099-222-8446)

労働者派遣法が改正されました 施行日：平成27年9月30日

鹿児島労働局 需給調整事業室

労働者派遣法改正の具体的な内容について（概要）

派遣という働き方およびその利用は、臨時的・一時的なものであることの考え方の上で、常用代替を防止するとともに、派遣労働者のより一層の雇用の安定及びキャリアアップを図るため、労働者派遣法が改正（平成27年9月30日施行）されました。

1. 労働者派遣事業は許可制に一本化

○労働者派遣事業の健全な育成を図るため、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別は廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となります。

2. 派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ

○雇用安定措置の実施

継続就業見込みが一定期間以上であり、継続就業を希望する有期雇用労働者について、派遣元から以下の措置が講じられます。（派遣元の義務）

①派遣先への直接雇用の依頼 ②新たな派遣先の提供（※能力、経験等に照らして合理的なものに限る） ③派遣元での無期雇用

④その他安定した雇用の継続を図るために必要な措置（次の派遣先が見つかるまでの有給の教育訓練、紹介予定派遣など）

①を講じた場合に、直接雇用されなかった場合は、②から④までのいずれかを講じる必要があります

※ 1年以上3年未満：努力義務 3年（個人単位の期間制限の上限）：義務

○キャリアアップ支援の実施（派遣元の義務）

・派遣労働者に対して計画的な教育訓練、希望者に対するキャリアコンサルティングの実施

・無期雇用の派遣労働者には、長期的なキャリア形成を視野に入れて実施

3. よりわかりやすい派遣期間制限の見直し

○施行日（9月30日）以後に締結される労働者派遣契約では、すべての業務に対して、派遣期間に新たに①②の2種類の制限が適用されます。

①派遣先事業所単位の期間制限：派遣先の同一の事業所における派遣労働者の継続的な受入れは3年が上限となります。

それを超えて受け入れるためには、過半数労働組合等からの意見聴取が必要となり、異議があった場合には対応方針等を丁寧に説明をしなければなりません。

②派遣労働者個人単位の期間制限：派遣先の同一の組織単位（課）における同一の派遣労働者の継続的な受入れは3年が上限となります。

○ただし、以下の方は、例外として期間制限の対象外となります。

- ・派遣元で無期雇用されている派遣労働者
- ・60歳以上の派遣労働

4. 派遣労働者の均衡待遇の強化

○派遣元は、派遣労働者と派遣先の労働者との均衡待遇の確保のために、賃金の決定・教育訓練の実施・福利厚生の実施を考慮した内容を、本人の求めに応じて説明する義務があります。

*詳しくは、鹿児島労働局 需給調整事業室（099-219-8711）までお問合せください。

平成27年 業種別死傷災害発生状況（9月末）

鹿児島労働局

		平成27年		平成26年		増減数
		死者数	死亡者数	死者数	死亡者数	
1	全産業	1,116	11	1,120	16	-4 -5
1	製造業	196	2	235	3	-39 -1
1	1 食料品製造業	119	1	140	1	-21
1	4 木材・木製品製造業	5		15		-10
1	9 窯業土石製品製造業	13		9		-4
1	11～12 金属製品製造業	10	1	18		-8 1
1	13～15 機械機具製造業	12		20		-8
1	上記以外の製造業	37		33	2	4 -2
2	鉱業	1		3		-2
3	建設業	181	4	177	4	4
3	1 上木工事業	59	2	67	1	-8 1
3	2 建築工事業	101	1	98	3	3 -2
3	3 その他の建設業	21	1	12		9 1
4	運輸交通業	133	2	142	3	-9 -1
4	1 鉄道・航空機業	5		4		1
4	2 道路旅客運送業	8		14	1	-6 -1
4	3 道路貨物運送業	119	2	124	2	-5
4	4 その他の運輸交通業	1				1
5	貨物取扱業	16		8	1	8 -1
5	1 陸上貨物取扱業	6		3	1	3 -1
5	2 港湾運送業	10		5		5
6	農林業	55	1	55	1	
6	1 農業	25		20	1	5 -1
6	2 林業	30	1	35		-5 1
7	畜産・水産業	60	1	53		7 1
8	商業	151	1	177	1	-26
8	1 鉢花業	19		30		-11
8	2 小売業	115	1	132	1	-17
8	3 理美容業	3				3
8	4 その他の商業	14		15		-1
9	金融・広告業	8		5		3
11	通信業	4		8		-4
12	教育・研究業	13		11		2
13	保健衛生業	140		119		21
13	1 医療保健業	48		52		-4
13	2 社会福祉施設	86		62		24
13	3 その他の保健衛生業	6		5		1
14	接客娯楽業	73		73	3	-3
14	1 旅館業	16		19	1	-3 -1
14	2 飲食店	35		36	2	-1 -2
14	3 その他の接客娯楽業	22		18		4
上記以外の事業		85		54		31
10	映画・演劇業					
15	清掃・と畜業	49		31		18
16	官公署	1				1
17	その他の事業	35		23		12
陸上貨物運送事業（4 - 3 - 5 - 1）		125	2	127	2	-2
第三次産業（8 - 17）		474	1	447	1	27

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

県内の雇用失業情勢について
鹿児島労働局職業安定課

【平成27年8月】

県内有効求人倍率0.87倍（全国45位）

全国有効求人倍率1.23倍

※県内正社員有効求人倍率は0.51倍（原数値）となり、まだまだ厳しい状況です。

安全くん

始まる、ストレスチェック制度
「イラストレーター：ミヤヒヂタカ」

「労働災害防止 “自分の安全は 自分で守るのが基本”」

鹿児島産業保健総合支援センター

産業保健相談員 黒沢 郁夫

■朝の出勤時の挨拶で、お互いに眼を見て、聞こえる声で「おはよう」「おはようございます」と交わすのが本来の姿です。相手の眼をそらして、小さな声で挨拶が返ってくると、体調は大丈夫かと相手に心配を与えることになります。又、出勤時にどちらが先に声をかけるか決まりはありません。先輩と後輩、職場の上司と部下の関係で先に気づいた方が挨拶する、先手挨拶を心がけることが仲間意識を高めることにつながると思います。災害防止に仲間意識は欠かせません。

■さて自分の安全は自分で守るのが基本についてです。例えば、書類を見るのに夢中になって階段を降りると、足元を見ていないので踏み外して負傷することが想定されます。その時、誰かが見ていて、「書類を見ながら階段を下りてはいけない」と注意してくれれば防ぐことができますが、そう都合良く行きません。やはり自分自身が安全意識を持って行動することが不可欠です。まずは、自分の安全は自分で守らなければなりません。そのためには次のこと留意することが大切です。

■一、体調管理に努める。体調管理は自分自身との闘いでもあります。特に健康診断の結果、異常所見の者は医師等の意見を三ヵ月以内に聞かなければならぬと法で規定されています。結果に対して速やかな対応が求められます。二、自分の安全を他人に頼らない。階段を下りる時の災害リスクの例で、他の者が一部始終を見ていて、不安全行動を注意することなどできません。指導にも限度があります。三、現場には、様々な危険があることを忘れない。作業行動の中には危険要因が存在します。漫然と仕事をするのではなく、各自が安全意識を持って危険に気づく努力を積み重ねる必要があります。四、安全作業手順を遵守する。単なる作業手順ではなくて安全ポイントを明確にした安全作業手順を確實に守ることです。過去に負傷したことやヒヤリハットしたことなどの注意点を示したもののが安全ポイントですので、守るのは必須です。五、災害を想像する習慣を身につける。仮に災害をイメージトレーニングすると、現実的に捉えることができるので、危険を回避しようとする安全意識が一

層高まることが期待されます。

■次に労働災害防止に大切なのは組織的な安全管理活動です。安全管理活動は全員参加で組織的に取り組むもので一人でも無関心は禁物です。例えば、経験年数が多い者が、これまでに負傷したことはないという理由で、安全活動に消極的な態度を取るものも許した場合、同じ考え方の者が一人、二人と次々に現れることになり、結果的に安全管理活動が沈滞してしまいます。安全管理活動には勢いが欠かせないので、このような不心得者は許してはなりません。全員参加がベースです。

■更に組織的な安全管理活動には明確な目標と継続的な実行力が必要です。ここで災害発生に対する厳しさが不足している例を上げます。ご存知の方もいると思います。ある工場で、死亡事故が発生しました。当日工場の責任者が弔問に訪れた際に、死亡された方の妻より「工場では何人の方が働いておられますか」と聞いたので、責任者は「一万人です」と応えると、二人の幼子を抱える妻は「工場にとっては主人の死によって一万人の中の一人を失っただけかもしれません、私たちは人生のすべてを失ってしまいました」と言われました。責任者は、この言葉に大変な衝撃を覚えたと言っています。これまで産業活動には、ある程度の労働災害はやむを得ない。ただ、度数率や強度率をできるだけ低くするのが自分の担当者としての責任であるという立場で安全衛生対策全般に取り組んできたが、この妻の言葉を聞いて、1人ひとりかけがえのない人なのだ、労働災害は決してあってはならない、ゼロ災でなければならないと心底悟ったと言っています。

■この程度の災害は起こり得るという思いは通用しません。全国の安全スローガンに再三登場する「災害ゼロから危険ゼロ」は、災害の発生原因となる危険ゼロへの取り組みに重点を置いたもので災害の未然防止に不可欠です。災害発生には直接原因として不安全行動と不安全状態が挙げられますが、その背景には根本原因（4M）として管理的要因・作業的要因・設備的要因・人的要因が指摘されています。これらの取り組みが危険ゼロへの具体的な取り組みとなります。

■最後に安全管理活動は相互信頼が基礎です。車の運転と同じで、運転免許を持っているので、例外を除いてお互いに安心して走行できます。組織的な安全管理活動の展開の中には各作業者に対して安全作業への信頼があります。お互いが両輪となって取り組むのが災害防止の近道です。

うわさの健康情報

シリーズ「睡眠を考える」

ヘルスサポートセンター鹿児島

（その5）「快適な睡眠のための7箇条」

「快適な睡眠のための7箇条」

(5) 目が覚めたら日光を取り入れて、体内時計をスイッチオン

●同じ時刻に毎日起床

●早起きが早寝に通じる

●休日に遅くまで寝床で過ごすと、翌日の朝がつらくなる

人間の脳の中には、生体リズムをコントロールする体内時計があります。

起床後、目から入った太陽の光は、体内時計のリズムをリセットします。そこから15～16時間後に眠気が出現するようになっています。光による朝のリセットが行われないと、その夜に寝付く時刻が1時間程度おくれることがわかっています。

通常の室内の明るさでは、体内時計のリズムをリセットするには明るさが足りないようです。通常の室内の明るさは太陽光の1/10～1/20程度ですが、曇りの日でも屋外では室内の5～10倍の明るさがあります。起床後なるべく早く、屋外の光や窓際の光を浴びることが大切です。

規則正しい生活をあらわす言葉として「早寝早起き」がありますが、実は「毎日同じ時刻に起床して起床後なるべく早く屋外の光を浴びる」というのが正解です。

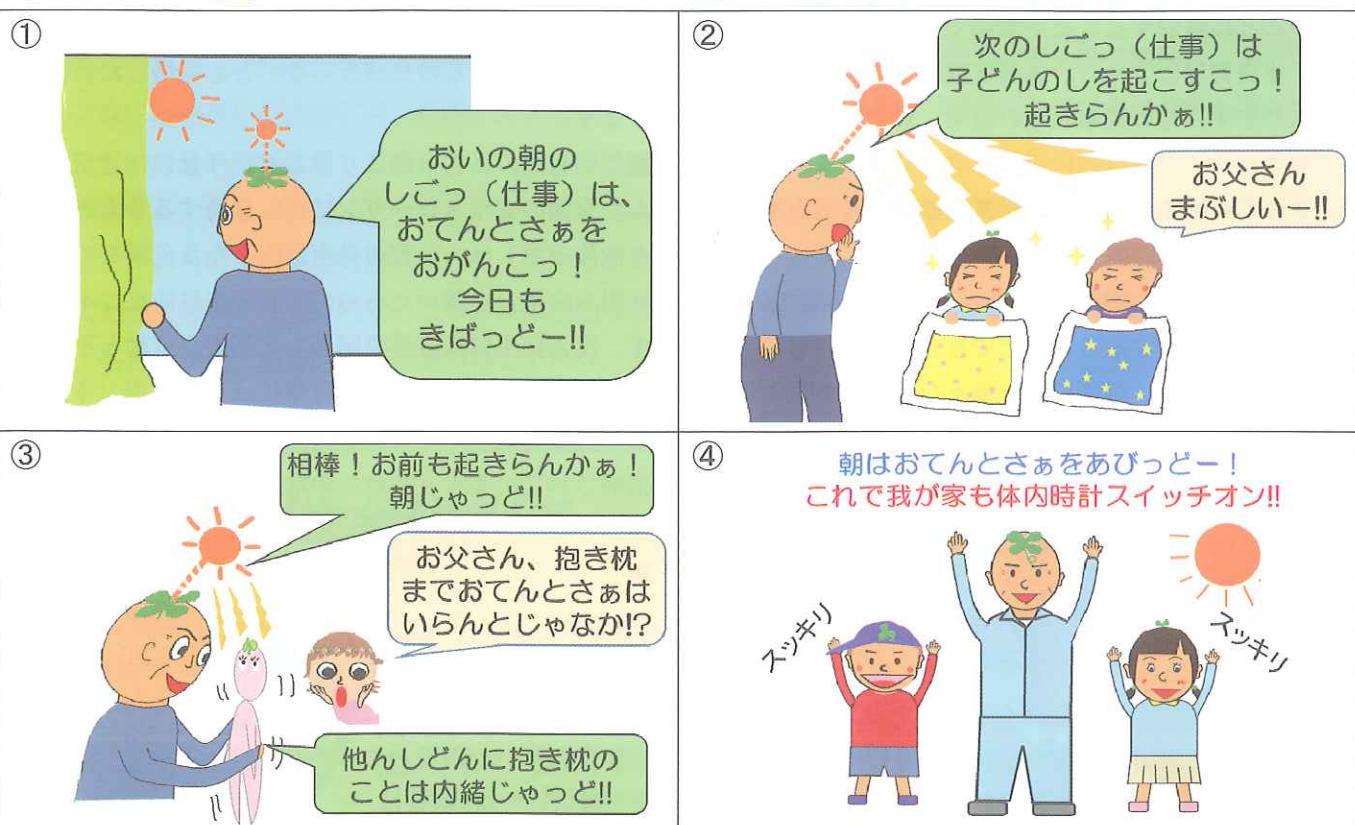
日曜日に、少しでも睡眠時間を稼ごうと、朝遅くまで布団の中で過ごすと、体内時計のリセットが遅れて、その晩は更に寝つきが遅くなり、月曜日の朝に起床するのがつらくなります。

日曜日にもいつもと同じ時刻に起床して、屋外の光を浴びると、さわやかに一週間のスタートを切ることができます。



健康第一 クロ葉さん♪

ヘルスサポートセンター鹿児島 保健師さん作成の漫画です。次回もお楽しみに！



クロ葉さんの健康への道はまだまだつづく…

ゼロ災運動KYTトレーナー研修会

を開催しました

公益社団法人鹿児島県労働基準協会

当協会では、ゼロ災運動の普及・定着のため中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンターが主催するゼロ災運動KYTトレーナー研修会を9月17日と18日の2日間鹿児島市で開催しました。

当日は、県内各地より多業種にわたり安全衛生の担当者及び管理・監督者等77名の参加がありました。

研修会では、鹿児島労働局健康安全課長の山崎秀一様より激励のあいさつを頂いたあと、研修カリキュラムに基づきKYT基礎4R法、ワンポイントKYT、ミーティングの進め方等について学びました。

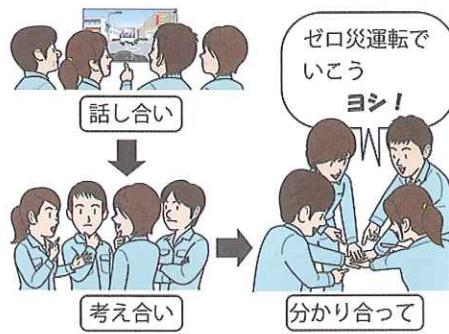
研修は、実技主体で進められ指差し呼称を身につけることができました。

研修生は、改めてKY活動の進め方等について学ぶことができ、職場に帰ったらゼロ災に向けて活かしていきたいと意気込みを話していました。

研修終了後、中央労働災害防止協会から修了証が交付され、研修会は無事終了しました。

トレーナーとして、今後の活躍を期待します。

なお、本年12月に第2回研修会を鹿児島市において開催を予定しております。受講希望がありましたら当協会までお問い合わせ下さい。（電話 099-226-3621）



◀修了証を手にし、喜びの鉢迫香さん（左）と栗野佳菜さん

日本特殊陶業(株)鹿児島宮之城工場（薩摩郡さつま町）から7名の参加がありました。参加された鉢迫香さんと栗野佳菜さんは、工場で車のスパークプラグの品質管理をされているとのことです。お二人は、今回の研修で改めてゼロ災の意識の向上と具体的な指差し呼称等の実践を学ぶことができて、さっそく職場で活かしていきたいと抱負を述べていました。

セミナー・研修のご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会

TEL 099-226-3621

当協会では、27年度下期の研修会を下記のとおり計画しています。

詳細は最寄りの支部又は当協会本部までお問い合わせ下さい。

多数の参加をお待ちしています。

名称	期日	場所	備考
腰痛予防講習会（無料）	27年11月18日	鹿児島市	申込み受付中
ゼロ災運動KYTトレーナー研修会	27年12月3日・4日	鹿児島市	
職場リーダー向けリスクアセスメント研修	28年2月5日	鹿児島市	
鹿児島県労働災害防止研修会（無料）	28年2月19日	鹿児島市	

平成27年12月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
鹿児島基準協会 検索

講習名		講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能 講習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 12/7~12/11	11/9~11/13	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 12/7~12/8		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
玉掛け	12/14~12/16	11/16~11/20		【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、 移動式クレーン運転士、揚貨 装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能 講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能 講習修了者
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	1/6~1/7	11/24~11/27		【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能 講習修了者
小型移動式クレーン運転	1/12~1/14	11/30~12/4		【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、 揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能 講習修了者
乾燥設備作業主任者	1/12~1/13	11/30~12/4		会員 12,392円 一般 13,392円	【受講資格】 ・乾燥設備の取扱作業に5年以上 従事された方 等
有機溶剤作業主任者	1/14~1/15	11/30~12/4		会員 12,824円 一般 13,824円	
教習	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	12/14~12/19	11/16~11/20	【全科目者】 会員 89,720円 一般 90,720円 【学科免除者】 79,920円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必 修科目となっております。)
特別教育	クレーン運転	12/7~12/8	11/9~11/13	会員 16,770円 一般 20,010円	
	低圧電気取扱	12/10~12/11	11/9~11/13	会員 15,768円 一般 19,008円	
	酸素欠乏危険作業	12/16	11/16~11/20	会員 8,856円 一般 9,936円	
	アーク溶接等	1/6~1/8	11/24~11/27	会員 18,360円 一般 21,600円	
その他	職長その他現場監督者	12/17~12/18	11/16~11/20	会員 12,744円 一般 15,984円	

(備考) 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。

2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただき、案内書をお取り寄せください。

3 建設労働者確保育成金制度の一部が改正しました。10月1日以降に開始する講習は事前に計画届が必要です。

詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係（電話：099-219-5101）までお問い合わせください。